(2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入方法

◎　令和７年１月２日から令和８年１月１日までに取得した資産（同期間中に移動又は除却した資産は除きます。）を記入してください。また、令和７年１月１日以前に取得した資産で申告する必要のある資産がありましたら記入してください。

◎　当該都税事務所に初めて申告される方は、令和８年１月１日現在所有している全ての資産を記入してください。

＜資産の種類＞

資産の種類に記入する数字は、下の表のとおりです。

番号	資産の種類
1	構築物
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

＜取得年月＞

年号は「令和」に取得したものは「5」、「平成」に取得したものは「4」となります。ただし、「令和」の場合は印刷済のため記入不要です。詳しくは＜年号＞の注意書きをご参照ください。

年月は資産を取得した年月を記入してください。ただし、**1月1日に取得した場合は、その前年の12月を取得年月としてください。**

＜資産の名称等＞

20文字以内で記入してください。

JIS基本漢字等以外の文字を使用されていた場合には、類似の文字に置き換えて登録します。（例：Ⅱ→2）

＜令和　年度＞

今年度は、「8」と記入してください。

＜取得価額＞

資産を取得するために支出した金額又は支出すべき金額（付帯費用を含みます。）を記入してください。併せて、以下の点にご留意ください。

ア　圧縮記帳は、固定資産税の評価上、認められていませんので、圧縮額を含めた取得価額を記入してください。

イ　事業用と非事業用の両方で使用する資産は、その資産の取得価額全額を記入してください（事業専用割合による取得価額のあん分は固定資産税の評価上、認められていません。）。

ウ　店舗設備等を居抜きで購入した場合や資産を無償で譲り受けた場合で、取得価額が不明なものについては、取得価額を見積もって記入してください。

エ　取得価額の算定に当たり、消費税については、税務上採用している経理方式により申告してください。

＜耐用年数＞

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（耐用年数省令）の別表第1、第2、第5及び第6に掲げる耐用年数を記入してください（中小企業特例を適用して損金算入した資産も同様です。）。

なお、中古資産について、見積耐用年数を適用している場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数を適用している場合はその耐用年数を記入してください。

＜　枚のうち　枚目＞

種類別明細書（増加資産・全資産用）のページ数を記入してください。

＜増加事由＞

資産を取得した事由について、該当する番号を○で囲んでください。

番号	増加事由
1	新品取得
2	中古品取得
3	移動による受け入れ
4	その他

「4　その他」を選択した場合は、摘要欄に具体的な内容を記入してください。

＜摘　要＞

当該資産にかかる特記事項がある場合、又は＜増加事由＞で「4その他」を選択した場合は、ア～コのような事項を記入してください。

ア　資産の申告もれがあった場合は、その旨の表示。
（例：申告もれ分）

イ　課税標準の特例の適用がある資産については、その旨の表示と適用条項。
（例：特349の3①）

ウ　他の市（区）町村からの移動等により受け入れた資産については、移動の年月等。
（例：R7.6　港区）

エ　耐用年数の短縮を適用している資産については、その旨の表示。
（例：短縮）

オ　中古資産の見積耐用年数を適用している資産については、その旨の表示。
（例：中古）

カ　増加償却を行っている資産については、その旨の表示。
（例：増加償却）

キ　耐用年数省令の改正により耐用年数を変更する場合は、その旨の表示。
（例：H20改正前10年）

ク　合併等により受け入れた資産については、その旨の表示。
（例：R7.10　適格合併による受入れ）

ケ　贈与、相続、遺贈により個人が取得した資産については、その旨の表示。
（例：R7.12　相続）

コ　その他、当該資産の価格の決定にあたって必要な事項。

所有者の氏名又は名称：税務印刷株式会社

令和　8　年度　種類別明細書（増加資産・全資産用）

1　枚のうち　1　枚目　氏名コード　1000　CD　4　一連番号

第二十六号様式別表一（提出用）

行番号	資産コード	資産の種類	資産の名称等	数量	取得年月 年号	年	月	取得価額（イ）	耐用年数	減価残存率	価額（ハ）	※課税標準の特例 コード	率	※課税標準額	増加事由	摘要
01		1	アスファルト舗装工事	1	4	25	4	3,650,000	10	0.					1・2・3・④	R7.10 適格合併による受入れ
02		2	オフセット印刷機	1	5	7	4	7,328,000	10	0.					①・2・3・4	
03		2	製本用機械	1	5	7	5	1,650,000	7	0.					①・2・3・4	
04		2	デジタル印刷機	1	4	19	9	8,996,500	4	0.					1・2・3・④	申告もれ分 H20改正前 10年
05		6	応接セット一式	1	5	7	6	1,260,000	8	0.					①・2・3・4	
06		6	有機ELテレビ	1	5	5	6	375,900	5	0.					1・2・3・④	申告もれ分
07		6	ノートパソコン(PCV3)	1	5	6	4	400,000	4	0.					1・2・③・4	R7.6 港区
08					5					0.					1・2・3・4	
19					5					0.					・2・3・4	
20					5					0.					1・2・3・4	
							小計	23,660,400								

（記入しないでください。）

（注）「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受け入れ、4その他のいずれかに○印を付けてください。

電算処理方式により申告される方以外は記入しないでください。
なお、電算処理方式により申告される方は18、19ページをご参照ください。

＜年号＞

年号欄の数字は、下の表のとおり記入してください。

番号	年号
1	明治
2	大正
3	昭和
4	平成
5	令和

（例）令和7年4月に取得した資産の取得年月は、年号「5」、年「7」、月「4」と記載してください。

東京都主税局

石油系溶剤を含まないインキを使用しています。

種類別明細書（増加資産・全資産用）は、主税局ホームページからダウンロードできます。不足がある場合等にご活用ください。